臺灣日日新報 夕刊
昭和十四年四月十二日（月曜日）
（第二種郵便物認可）
四月十日
夕刊月極一部二錢

近衛内閣強化に邁進
末次内相が重要進言
首相の勇往奮起要望

【東京十日發同盟】近衛首相の再登閣以來と政局の展望とが相俟つて政局に關する種々の浮説が流布されるに至つたので閣内に於ける現狀打開、革新政策斷行の最も有力なるメンバーと目せられる末次内相及び内閣改造に依つて局面を打開すべしと主張する平沼法相は八日會見して(略)意なき意見を交換(略)て時局打開の爲め近く内閣を強化して擧國一致體制を確立すべきであるとの結論に達したので末次内相は狹窄の別邸に引籠中の近衛首相を訪問、局面打開に關する強硬意見を進言、時局擔當は絶對現内閣に依り行ふべき方針の下に之に必要なる最善の方法を採用萬難を排して勇往邁進すべきである旨を述べ首相の奮起に依つて政局不安を一掃すべきことを力説強調する所あつた

【北京九日發同盟】中國臨時政府は昨年十二月十四日設立を告げてより滿一年經過、その間新民會の整備擴充に努力し治安に、産業開發に、又東方文化の復興に多大の成果を擧げ來つたが、今回更に新政權たる華北政務委員會の新發足を見るに至つた、同政務委員會は臨時政府及び維新政府の兩政府と協力して華北の政治、經濟、文化、交通、通信、金融等の基礎部門は北支及び中南支を一貫せる總合計畫に基き之が統制運用を圖り、以て東亞永遠の安定確保の根幹たる日滿支三國の緊密なる提携共助の實を擧げ、東亞新秩序の建設に邁進せんとするものである、今回の改組に當つては從來の臨時政府の政策は大體に於て之を繼承するものであるが、從來の人的構成に關しては、臨時政府の最高顧問たる王克敏氏は新政權の最高顧問に就任、臨時政府の行政委員長たる王揖唐氏は新政權の行政委員長に就任、臨時政府の行政委員たる王蔭泰氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる齊燮元氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる江朝宗氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる湯爾和氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる董康氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる溫宗堯氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる王揖唐氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる王蔭泰氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる齊燮元氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる江朝宗氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる湯爾和氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる董康氏は新政權の行政委員に就任、臨時政府の行政委員たる溫宗堯氏は新政權の行政委員に就任

新政府の成立を
近く各國に通告
臨時、維新兩政府から

北支中支を一貫
統制ある建設
合流後の 經濟産業政策

【北京九日發同盟】中國臨時政府及び維新政府は過般の兩政府首腦部會見の結果一國一政府の根本原則に基き前述の如く合流する方針を決定し合流實現後は外交、内政、財政、金融、通貨政策等は悉く合併政府の下に統合されることとなつた爲同時に北支及び中南支の經濟建設産業開發に付ても亦同樣統合されることとなつた、而して交通、通信、金融等の基礎部門は北支及び中南支を一貫せる總合計畫に依つて統制ある發達を圖る必要があるので之等の重要企業は出來得る限り北支本據として設立される關係上當分の間臨時政府及び維新政府の直轄の下に統合せしむる意向である、尚臨時、維新兩政府合流の後に於ける經濟産業政策は左の如き諸項を採るものと見られる

一、北支及び中南支に於ける既存の交通運輸の擴充及び新線の建設、重要貿易物資の增産及びバス建設、北支、中南支沿岸の港灣擴張、北支、中南支に於ける通信施設等は新政府の指導の下に北支に設立される大規模の開發機關に統轄せしめ一定計畫の下に經營せしむること、鑛業、電氣事業、製鹽業其他の重要産業の相關聯關係を助くること

一、紡績其他各種工業及び醸業に關しても出來る限り相互間の統制調整を實施し北支及び中南支に於ける合理的の相關關係を圖ること

一、國民參政會は今回の滿口、重慶遷口では國民黨五屆三中全會に於ける決議に依り國民參政會を召集することとなつたが、同地で主席蔣介石閣下を總裁に國防最高會議を開き抗戰建國綱領を決定した後直ちに召集されるものと傳へられてゐる

一、國民參政會は國民黨、共産黨以外に英國の新聞政策確立の爲めの提案を兼ねてゐるものとして注目されてゐる

一、今回の滿口、重慶遷口では國民黨五屆三中全會に於ける決議に依り國民參政會を召集することとなつたが、同地で主席蔣介石閣下を總裁に國防最高會議を開き抗戰建國綱領を決定した後直ちに召集されるものと傳へられてゐる

一、國民參政會は國民黨、共産黨以外に英國の新聞政策確立の爲めの提案を兼ねてゐるものとして注目されてゐる

國民參政會に
女子も選出
六全大會の議案具體化

【香港九日發同盟】國民政府より公布する國民參政會組織條例によれば國民參政會は抗戰終了後一年以内に召集する國防最高會議の決定に依り召集することとなつてゐるが、其の組織は國民黨六全大會に於て決定した左の如き決定に依る組織の組織に改めこれを國民參政會に改組することとなつてゐる

一、國民參政會は各地方團體、職業團體、海外華僑、邊疆地方及び國民黨各部會代表合せて二百名乃至二百五十名を以て組織し國民政府より召集する

一、國民參政會の參政員は左の如く分配する

甲、地方團體選出參政員百十名

(一)各省市參議會參政員各二名宛

(二)蒙古、西藏、青海、新疆、寧夏、綏遠、察哈爾、熱河、川康、雲南、貴州、福建、廣東、廣西、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、浙江、陝西、甘肅、山西、河南、山東、河北各省參政員各二名宛

(三)南京、上海、北平、天津、青島、漢口、重慶、西京、威海衛各市參政員各二名宛

乙、職業團體選出參政員六十名

(一)農會參政員十名

(二)工會參政員十名

(三)商會參政員十名

(四)教育文化團體參政員十名

(五)婦女團體參政員十名

(六)華僑團體參政員十名

丙、特種團體選出參政員三十名

(一)中國國民黨參政員十名

(二)中國青年黨參政員五名

(三)國家社會黨參政員五名

(四)其他參政員十名

丁、中央政府指派參政員五十名

一、參政會設主席團五人、秘書長一人、副秘書長二人、參政員任期三年、連選得連任

一、參政會每年開會一次、開會期間以一月爲限、必要時得延長之

一、參政會開會時得設各種委員會、審查各種議案

一、參政會開會時得邀請有關係之政府人員列席報告

一、參政會之職權如左

(一)聽取政府施政報告

(二)對於政府施政得提出詢問

(三)對於政府施政得提出意見

(四)對於國防最高會議之建議得加以審議

(五)對於國防最高會議之組織得加以審議

(六)對於國防最高會議之決議得加以審議

(七)對於國防最高會議之決議得加以審議

(八)對於國防最高會議之決議得加以審議

(九)對於國防最高會議之決議得加以審議

(十)對於國防最高會議之決議得加以審議

ブリユッヘル總司令
對日開戰を嘯く
ソ聯邦軍事會議で

開かれたソ聯邦軍事會議は十一、極東軍總司令ブリユッヘル將軍は「今こそ對日開戰の好機なり」との開戰論を主張したが參謀本部は自重論に傾き國防人民委員代理ティジコ氏は何等發言しなかつたと云はれる、國防人民委員ウオロシーロフ將軍は保留の名の下にクリミヤ(轉地中で同會議に參加したと取沙汰されてゐる(寫眞はブリユッヘル極東軍總司令官)

果てなき檢擧の嵐
凄慘・ソ聯の地獄繪卷

【ハルビン九日發本社特電】最近ソ聯全土に擴大する反スターリン派の粛正工作は驚くべき所を知らず、既報の如くソ聯邦軍事會議に出席したブリユッヘル將軍は「今こそ對日開戰の好機なり」との開戰論を主張したが參謀本部は自重論に傾き國防人民委員代理ティジコ氏は何等發言しなかつたと云はれる、國防人民委員ウオロシーロフ將軍は保留の名の下にクリミヤ(轉地中で同會議に參加したと取沙汰されてゐる(寫眞はブリユッヘル極東軍總司令官)

【東京十日發同盟】九日英方面への情報に依れば最近モスクワに於ける粛正工作は驚くべき所を知らず、既報の如くソ聯邦軍事會議に出席したブリユッヘル將軍は「今こそ對日開戰の好機なり」との開戰論を主張したが參謀本部は自重論に傾き國防人民委員代理ティジコ氏は何等發言しなかつたと云はれる、國防人民委員ウオロシーロフ將軍は保留の名の下にクリミヤ(轉地中で同會議に參加したと取沙汰されてゐる(寫眞はブリユッヘル極東軍總司令官)

【ハルビン九日發本社特電】ソ聯邦最高會議代議員選擧に當選した關係に依れば、ソ聯全土に亘る粛正工作は驚くべき所を知らず、既報の如くソ聯邦軍事會議に出席したブリユッヘル將軍は「今こそ對日開戰の好機なり」との開戰論を主張したが參謀本部は自重論に傾き國防人民委員代理ティジコ氏は何等發言しなかつたと云はれる、國防人民委員ウオロシーロフ將軍は保留の名の下にクリミヤ(轉地中で同會議に參加したと取沙汰されてゐる(寫眞はブリユッヘル極東軍總司令官)

打倒共産主義
ハルビン二萬の
回教徒も蹶起
義勇軍編成を計畫

【ハルビン九日發同盟】打倒國共の氣運を掲げて擧國一致體制を確立するため各國政府に向つて新政府成立の事實を正式に通告することに決定し今月下旬(略)新政府に於ては特使が派遣されるのを機會に兩政府間に左に關する諸(略)を締結することとなつた、而して右通告が(略)は未定であるが(略)介首席の(略)の反對は極めて(略)

カーン英大使
空路重慶へ

【上海九日發同盟】滯日數箇月來四日間に亘り所(略)介をはじめ(略)

諸外國も結局は
新事態に則應せん
中南支を語る谷公使

【北京九日發同盟】北支視察のため北上した谷正之公使は九日午後六時二十五分北京驛着京した、氏は隨行官數名も視察した上海に在任する筈であるが、九日夜中支の新政府及び國際關係に關し左の如く語つた

中南支方面に於ける英米(略)依り行く行つてゐる、歐洲大戰後に戻るだらう、南北兩政府合從に戻るだらう、南北兩政府合從問題は維新政府の眞意通り建設が進じた後過當の時機に實現すると云ふ點に於ては、維新政府の成立に對して上海

東京朝日新聞 昭和十四年九月二十日(水曜日) 第一万二千六百六十九號

豪快森山少佐が
陣中でものした二句

【四日發同盟特派員】杭州より一路百里、十八日午前佐藤部隊長の片腕となつてよく其任を盡らなかつた戰線の人森山少佐を○○に訪へば

「戰況だつたね、九月、十月の戰闘以上だつた、それに連日連夜の強行軍だらう、兵もさぞかし苦勞したらう」

と瞬間沈思した、だがさすがに使命を遂成した喜びを包みきれぬものの如くにつこり笑つて

「みろ、俺も一發喰つたよ、併し武運長久だね」

と戰線で叩んだ銃痕を示す、もう二寸低いと頭部に來るところだつた

【東京十日發同盟】陸省は今次事變に際し出征、戰歿の戰死者に對し其の忠烈を顯彰すると共に其の遺族を慰藉し公榮の重きを加へ、以て擧國一致の精神を益々昂揚せんが爲、新たに左の如き戰歿者の遺族に對する弔慰金を贈與することゝなつた

一、戰歿者の遺族に對する弔慰金は一時金として左の通り贈與すること

イ、陸軍軍人軍屬又は準軍屬として戰歿したる者の遺族に對しては一律に金一千圓

ロ、陸軍軍人軍屬又は準軍屬として戰傷病に罹り其の結果死亡したる者の遺族に對しては一律に金五百圓

二、前項の弔慰金は戰歿者の左の順位に從ひ之を贈與すること

イ、戰歿者の祭祀を主宰する者

ロ、戰歿者の配偶者

ハ、戰歿者の子

ニ、戰歿者の父母

ホ、戰歿者の孫

ヘ、戰歿者の祖父母

ト、戰歿者の兄弟姉妹

チ、戰歿者の曾孫

リ、戰歿者の曾祖父母

ヌ、戰歿者の甥姪

ル、戰歿者の從兄弟姉妹

三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

四十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

五十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

六十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

七十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

八十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

九十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百二十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百三十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百四十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百五十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百六十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百七十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百八十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

百九十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百二十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百三十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百四十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百五十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百六十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百七十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百八十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十三、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十四、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十五、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十六、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十七、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十八、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

二百九十九、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三百、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三百一、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三百二、第一項の弔慰金は戰歿者の遺族中前項の順位に從ひ最先順位者一人に之を贈與すること

三百三、第一項の弔慰金は

（第二版）（京城朝報）（明治一年一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十三年四月十一日（月曜日）　京城日日新報　第一万三千六百六十九號　（一）

壯烈な空中戰

敵機廿四を擊墜

齋藤曹長は空中衝突

【北京十日發同盟】軍司令部午後六時發表——十日正午頃渤海線歸德攻撃に向ける寺西飛行隊の十五機は同地東方上空で敵の驅逐機三十機と壯烈なる空中戰を演じたが我が果敢なる攻撃はよく二倍の敵を破り、その二十四機を撃墜したり、この空中戰で齋藤曹長は猛然敵機と空中衝突をなし壯烈なる戰死を遂げたり、又福山中尉は重傷を負へるも屈せず自ら操縱して根據地に歸還せり、下方曹長は舊黃河に不時着せるが田中曹長は敢然同地に着陸して下方曹長を收容の上無事歸還したり

沁源を完全占領

【北京十八日發同盟】山西省同蒲線沿線行軍約六粁の獨立を擊破中の我が○○部隊は八日朝之を攻略し午前八時三十分完全にこれを占領した、敵は殘敵約二百を遺棄してその主力は北方に潰走した、また同蒲線西方敎地を占據せる約七百の敵に對し我が山崎部隊は占領後間時間の後これを完全に擊滅せしめた、敵の遺棄死傷一百

襄垣を占據

【北京十日發同盟】山西省東南部の共產地區を掃蕩中の下館部隊は八日朝より進撃、殘敵西方約八里の敵地を占據せる約六百の敵に猛撃を加へこれを潰走し更に續撃に移つた約二千の敵を攻略、敵は四時間の後午後八時過にこれを占據した

閻錫山蠢動

【太原十日發同盟】情報に依れば山西省內南吉縣の殘敵閻錫山は四月初旬以來引き續き人民を挾つて晉西省內に潛在した殘敵は四月初旬性懲りもなく再び狀況隊を組織、磧口（磧石西北十里）より山西省內に入込み隰縣一帶の山岳地帶に蠢動して敗殘兵を糾合し一擧を狙つてゐる

陳塞の敵を殲滅

【北京十日發同盟】京綏軍團司令部發表——京綏線平地泉の東北部隊は八日黎明より行動を開始し、敵の陳塞地區に對し攻撃を開始、敵は頑強に抵抗をつづけて後退を續けたが、我が軍は敵の退路を斷つべく包圍攻撃を續行中である

米內海相西下

（八日東京驛にて）電送

猛然大夜襲を決行

二千の頑敵殲滅

佐藤、高橋、中島部隊の奮戰記

（宜興三日發岩田特派員）三月二十三日敵側方四軒の無名高に進出した佐藤部隊は態勢をもつて既報の如く二十五日攻撃前進北方の敵五百を擊退したが、下四安にて○○部隊主力と合流した、ここに於て○○部隊はその全兵力をもつて國道部隊と對力、陣地より○○に至る二部山系約四十里に亘つて西距なる敵地を有する約二千の機關を出發した

晝間の頑敵も夜に入り敗走

佐藤部隊は出發後一時間して前日の宿營地たる某部村に於ける夜襲に出發した、此時の敵兵力は不明であつたが敵は約二百の死體を殘して敗走した、其外の死體その他手間どらされた佐藤部隊は正に頃部隊の手前にさしかゝつた約三千は前方の高地一帶の敵地から猛射を浴びせた、時は直に之に應戰するも敵は地の利を得て頑強に抵抗をつづけて後退を續けたが、佐藤部隊のまま夜に入つた、我軍は夜と後方部隊を擊退すべからずと三十六計死に物狂ひの敗走を開始した、よつて

不毛地を沃野に

リキ〳〵溪灌漑と大晌營農場を視る

十二年間に産糖實に七倍

…水路　其他に十七万一千九百円を投じたが右に對し繰替原より交付された補助金九万八千七百六十円に止つてゐる。工事には延人員六万四千七百六十八人、平均一日出役數二百六十八人で、配當は平均一人當五十五錢、外に酒一合を給したのであつた

…水田　開拓に當らしめ移住者二戸に付水田一甲乃至五甲を配當し其の殆んどは從來サトウキビ栽培に從事してゐた者である。又移住者には東方の丘地から時々現れる野生の猪に對して農民の關心が深いが、本年度には猪除柵を設置する豫定である。

…竣工　た、此の工事は水源地點リキ〳〵溪の山より約二里の地點（臺東廳關山郡卑南方面）溪の渓谷部に於て供給水路取入口を設け、此處より溪の左岸に沿ひ延長一千八百十間の導水路を開鑿し、途中數ヶ所に於て溪谷を横斷する爲め、コンクリート造り高さ八尺の渡水橋を架設し、同橋梁の右岸起點より河床勾配二十六尺の深さに鐵筋コンクリート造り幅二尺五寸の半円形土管を延長二百五十間埋設し之により主として地下水を取入れ間に地下溝渠の一部に水塔を設け後の地表水取入れに便にしてあり尚此の水路工事は導水路延長一千八百十間を以て灌漑地の頭首に到着し、各耕作支線により各方面に分配灌漑水が出來ることになつて居り灌漑幹線、同支線、排水支線の延長約七里に及んでゐる

右工事費五十六万二千四百円の内水源工事に十一万三千五百円、導水路工事に十二万三千五百円、橋梁及び暗渠工事に二万三千五百円、其他に十七万一千九百円を投じたが右に對し繰替原より交付された補助金九万八千七百六十円を差引いた實際支出額は七万二千七百円で、此の内六万四千七百六十八円は臺東廳内移住者の負擔に歸し殘額は臺東廳の負擔に歸した

…原野　五百二十四甲餘は蕃地を買收せるもの八十六甲餘は蕃地内に介在する私有地となつてゐる、此の一帶は由來行水區原野と稱し、關村氏や鈴木商店により所有されてゐたが、何れも放棄地に屬し從つて官有地編入の際には人夫の收容に困難を感じたことにあるが、何分

1ばれす用捉を項條ーターレカスヱ
のあんさ廣のり箭ち　ばてつ方食といよち」
よのるやしつらあてつ炸を召ち
「アないさ下てつ買をれあ　もにしたあ

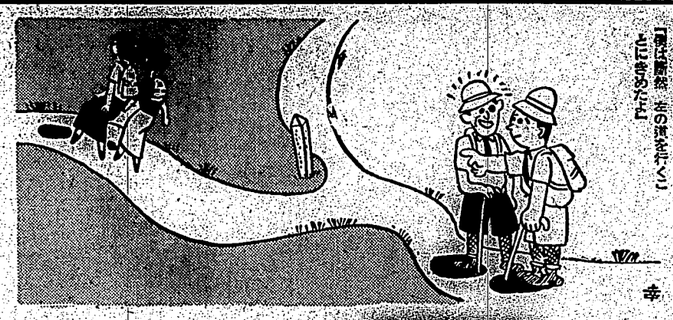

春風駘蕩
「僕は斷然　志の旅を行くことに決めた」

貯蓄奬勵時代
女給篇「あたし貯金を始めたのよ、チップの代りにマチ入れてくれない」「但し一圓以上よ」

編一幸村野

非常時生年一型
「いさなを掛換よすで生先　や坊」
「エねすでんさ子おいしま男　はれこ　ホホ」
「……アマ」

理想への長期抗戰
母親「ボンとにあの子は何時になつたらお嫁に行つてくれるのやら」

部樂俱誌雜

小說雜誌の大批判!!友の等我に庭家に旅

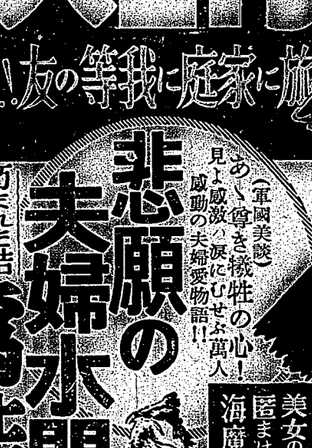

舞姫（83）

（発上演）

川口松太郎作
志村立美畫

ラヂオ

朝
【七・〇〇】挨拶・ラヂオ體操（レコード）マンドリン合奏―ホベラ・アルバ（服部正編曲）・愛國行進曲（服部正編曲）マンドリン・クラブ、獨唱―わが夢わが戀（ジョルダーニ作曲）マルガレーテ・クローゼ
【七・三〇】國民歌謡（放北）現代―日露關係（一）露國の侵資計略と明治二十七八年戰役・鈴木重光
【八・〇〇】ニュース（發北）
【九・一〇】婦人時間（日本國民英語）（發北）
【九・三五】家庭生活相談（放北）
【九・四〇】ニュース（發北）
【一〇・一五】家庭料理講習（放北）
【一〇・三〇】家庭料理講習（放北）
【一一・〇〇】商品小賣價格（各局）時報（各局）
【一一・一五】講演（放北）正午の時報（東京）實況（各局）ニュース、公示催告（朝日項）（各局）局況（各局）後の放送番組案内（各局）
【〇・一〇】實演（放北）ニ・三重奏（レコード）佃龍一、山中節二、村中おわら節―米八三、秋田音頭、四、秋田おばこ―長澤初月、五、佐渡おけさ―八尋子、六、佐渡音頭―花月園美、田中幸月、七、安來節―一平、井野野子
【〇・四〇】ニュース　天氣豫報
【五・五五】ゴドモの新聞（東京）
【六・二五】講演（東京）
【六・五五】カレント・トピックス（東京）
【七・〇〇】子供の時間（發北・東北）一、唱歌・文化功勞者（イ）獨唱・お山のいたづら（ロ）お笛唱歌・お山の一本杉（ハ）獨唱・ちから節（ニ）獨唱・雀の學校（ホ）獨唱（ヘ）獨唱・愛國行進曲（ト）二重唱・朝初雪（チ）兎の宇宙旅行（リ）民謡さんさ時雨（ヌ）兎の兄さん（ル）花咲爺さん（ヲ）はたはた万歳
【七・一〇】ニュース（發北）
【七・二〇】國民歌謡（東京）・東北（發北）・日本刀の歌・佐々木秀夫
【七・四〇】講演（京都）・服飾と景氣・理學博士・菊川忠夫
【八・〇〇】ピアノ獨奏（東京）・レオニード・クロイツアー・ショパンの作品一、ウイーンの謝肉祭の道化、作品二六（イ）アレグロ（ロ）ロマンス（ハ）ポルカ・ツイーノ（ニ）間奏曲（ホ）変曲三、夜想曲、（ヘ）變調、作品二三ノ四、三、ノヴエレッテ、ホ長調、作品一七ノ七
【八・二〇】演劇（東京）・しの字嬢ひ・國劇四幕（東京）
【八・五五】演藝圖繪（發北）・飛驒來る・飛驒四部作・三木竹二作・第一部（東京）
【九・二〇】時報（東京）
【九・三〇】講演（發北）
【一〇・〇〇】禮儀講話（東京）
【一〇・一〇】放送局編輯ニュース、新聞記報供・ニュース（各局）公示催告（朝日項）（各局）局況（各局）後局・明日の放送番組（發北）（各局）
【一一・〇五】英語・ニュース
【一一・一〇】北京語・ニュース
【一一・二五】國語・ニュース
【一一・五〇】ローカル　閉幕中のオリンピック・ドリンド國長ジェー・ゼー・ネー・ネー・ネ

黎明の東臺灣に
ニツケル初登場
（花蓮港）日本錬金會社創設
（臺東）雷公火山脚を調査

【花蓮港特電】新興花蓮港の十業開設に最近突然の一大躍進が前面展開され原住民に大きなセンセーションを捲起して居る、噂ち同氏はこの程花蓮港に資本金二千万円の日本鍛錬錬鉄會社創設の目的で之が準備の為め來花したもので官廳關係の方々を始め内地の古河其他實業界有力者の目的とする工場地點並び原料の一大鑛脈に照準を定めさうとする計畫だが花蓮港地方は鐵源が非常に豊富で三万トンの埋蔵量があると言はれ而も一トン一圓内外の安價で採掘し得る好條件を備へて居るので今回右の計畫が進められたものらしく花蓮實業界の劃期的發展として非常な注目を惹いて居る

【臺東電話】臺東廳關山郡新武路發展後援の下に國民精神總動員の强調と皇民化促進を期して過日關山郡役所に於て國防講習會を開催したが其の後一層の強化せしむべく十一日より第二回の講習會を開催する

新民會
國防獻金募集

【臺南電話】管内新民會では昨年來現在員數は千餘員、五百五十八人、何れも内地に於て相當經作の經驗ある人々であり、一戸當り四甲餘の土地提供を受け、一年間に地代金を償還して土地所有權を獲得することになつてゐるが、移住初年度には官より移民費用と若干の共同施設の補助、種苗費、農具費、農耕牛費、種畜費、飲料水施設費、共同作業費、役畜費、農耕具、種苗費等の補助を與へ、昭和十年度迄に總計數年ならずして成功出來る程になつてゐる、尚當移民村は此の外に原部落附近にもあるが專ら在來の農業を營ませ、移民村は一日も早く内地人の模範農村たらしめる方針である

皇民化劇
嘉義州下で上演

【嘉義電話】嘉義州下の各郡守會議では、國防獻金の募集、國語普及、皇民化運動、時局認識の徹底、防空訓練の實施、國語常用者の增加、國語家庭の獎勵、國語講習會の開催、國語學校の入學志願者の增加、國語學校の入學志願者の增加、國語學校の入學志願者の增加